

(R 8. 9 時点)

現時点 (R 8. 7. 8 厚労省差し替え) の令和 8 年度介護職員等処遇改善加算実績報告様式 を使用する場合の注意点

令和 8 年 7 月 8 日付け厚労省事務連絡で、令和 8 年度実績報告様式 (別紙様式 3) の差し替えがありました。しかし、本市で検証した結果、複数の不具合があることが判明しました。事業所様向けに注意点をまとめさせていただきます。

今後、厚労省から追加で様式の修正がある場合もありますので、ご注意ください。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 8 日

各 都道府県 介護保険担当主管部 (局) 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等処遇改善加算に関する様式例の一部差替について

介護職員等処遇改善加算について、令和 7 年度の取扱い「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 7 年度分)」(令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 5 号厚生労働省老健局長通知) において、令和 8 年度の取扱い「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和 8 年度分)」(令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知) においてお示しし、処遇改善計画書等の様式の電子媒体について、厚生労働省のホームページにおいて公表しているところです。

このたび、令和 7 年度及び令和 8 年度の別紙様式 3 (実績報告書) に係る計算式の誤り等について、修正の上 (※ 1)、本日、厚生労働省のホームページ (※ 2) に掲載中の様式について、差替を行いましたので、今後は、差替後の様式を御活用ください。

つきましては、管内の事業所等への周知を徹底いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

・別紙様式3－1の「(3) キャリアパス要件Ⅲ」

別紙様式2（計画書）を提出された際に、「計画書の記載時点で要件を満たす」としていない場合、具体的な内容の記載が必要となります（「計画書の記載時点で要件を満たすとしていた事業所は左欄にチェック（✓）すること。」による省略は、不可）。

その際、下図のとおり①～③に☑をつけないと、「×」のままで「○」にはなりません。

(H P画像作成用) (R8.7.8厚労省差し替え様式) 令和8年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書 (別紙様式3)

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発

AU92

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL
74	(3) キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)																																					
76	☐ 計画書の記載時点で要件を満たすとしていた事業所は左欄にチェック(✓)すること。																																					
78	☒ 次のイとロの両方の基準を満たす。 ← × ← S78セル																																					
79	イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。																																					
80	具体的な仕組みの内容(該当するものにチェック(✓)すること。)	☐ ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。																																			
☐ ②		資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。																																				
☐ ③		一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実地試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。																																				
83	☐ ロについて、全ての介護職員に周知している。																																					

しかし、下図のとおり、「(確認用) 提出前のチェックリスト」では、「×」ではなく、「○」となります。

(H P画像作成用) (R8.7.8厚労省差し替え様式) 令和8年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書 (別紙様式3) - Microsoft Excel

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発

AK166

=IF(OR(H7="",AN50=0,AM76=TRUE),"",IF(OR(AM80,AM84),"○","×"))

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AQ	AR	AS
153	(確認用) 提出前のチェックリスト																																								
154	・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。																																								
156	※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。																																								
158	2 実績報告について																																								
159	(1) 加算額以上の賃金改善を行っている																												○												
160	(2) 加算以外の部分で賃金水準を上げていない																												○												
161	(3) 令和7年度と比較して増加した令和8年度の加算額以上の新たな賃金改善を行っている																												○												
163	3 介護職員等処遇改善加算の要件について																																								
164	(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の1/2以上の月額賃金改善を行っていること																											○											
165	(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと																											○											
166	(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと																											○											
167	(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1人以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること																											○											
168	(5)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること																											○											
169	(6)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること																											○											

R8.7修正

要因は計算式で、「○（丸）」を誤って、「○（漢数字）」としているためと思われます。

(本市の対応)

「(確認用) 提出前のチェックリスト」の「(3) キャリアパス要件Ⅲ」の AK166 セルで「○」がついていても、申請要件を満たしていない場合があります。元となる「キャリアパス要件Ⅲ」の S78 セルで「×」がついていないか、ご確認ください。

・別紙様式3－1の注意書き

T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF
金改善)																																		
124,374 円																○																		
130,000 円																○																		
く(ノ)すること。 ○ 当に周知している。 ○ びののうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内 当該取組の内容について以下に記載すること ノ)すること。 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。																																		
R8.7 追記 基本情報入力シートにおいて、令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となった以下のサービスのみ記載している場合は、月額賃金改善要件を満たす必要はありませんので、便宜上、この欄に「0」を入力してください。 (令和8年6月から処遇改善加算が創設されたサービス) (介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント																																		
計画書でキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱを満たすとしていた事業所は、この欄にチェック(✓)し、以下は記載不要です。計画書の時点で令和8年度中の対応を誓約していた事業所は、以下に具体的な取組内容の記載が必要です。 R8.7 追記 基本情報入力シートにおいて、令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となった以下のサービスのみ記載している場合も、便宜上、この欄にチェック(✓)してください。 (令和8年6月から処遇改善加算が創設されたサービス) (介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント																																		
計画書でキャリアパス要件Ⅲを満たすとしていた事業所は、この欄にチェック(✓)し、以下は記載不要です。計画書の時点で令和8年度中の対応を誓約していた事業所は、以下に具体的な取組内容の記載が必要です。 R8.7 追記 基本情報入力シートにおいて、令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となった以下のサービスのみ記載している場合も、便宜上、この欄にチェック(✓)してください。 (令和8年6月から処遇改善加算が創設されたサービス) (介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント																																		

「(介護予防)訪問介護」は、「(介護予防)訪問看護」の誤記と思われます。「介護予防訪問介護」は、予防給付から総合事業の「訪問型サービス(独自)」に移行し、現在は存在しないサービスです。訪問介護は令和8年6月に処遇改善加算が新設されたサービスではありません。

AL	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY
○地域包括支援センター(指定介護予防支援)については、委託先の指定居宅介護支援事業所における賃金改善額又は支払った加算額について、委託先の事業者毎に介護保険事業所番号とあわせて記載してください。 (記入例) - A事業所(1111111111) ○○円 - B事業所(2222222222) △△円 . . .									

「指定介護予防支援」は、市から直接介護予防支援に係る事業の指定を受けている事業者のことであり、地域包括支援センターは関係ありません。ここでは地域包括支援センターからのケアプランの委託のことを言っているので、「介護予防支援、介護予防ケアマネジメント」のことと思われます。

(本市の対応)

「(介護予防)訪問介護」は「(介護予防)訪問看護」、「地域包括支援センター(指定介護予防支援)」は「地域包括支援センター(介護予防支援、介護予防ケアマネジメント)」と読み替えてください。

通常であれば、下図のような入力となります。

しかし、下図のとおり、代表者の職名や氏名が未入力でも、「○」がついてしまいます。

(本市の対応)

4

・別紙様式3-1の「キャリアパス要件Ⅳ」

×

・当該事業所に従事する経験・技能のある介護職員のうち改善後の賃金が年額440万円以上となった者の実人数を記載してください。

・要件を満たす職員が複数の事業所に算入している場合には、いずれか1か所ですべて1人と計上して下さい。（同一職員の重複計上は不可）。

・介護予防サービスおよび総合事業の訪問型・通所型サービスについては、本体となる介護給付のサービスと一体的に運営されている場合は、同一事業所とみなし、年額440万円となる者は合計で1人認定すれば要件を満たすものとします。また、短期入所生活介護・短期入所療養介護についても同様と考えます。

・単独型の短期入所生活介護事業所や、単独で運営している総合事業の事業所など、上記のサービス類型のうち一体的に運営されている本体サービスがない場合には、当該事業所でキャリアパス要件Ⅳを満たす職員数について、当該事業所の行に直接記入するようにしてください。

キャリアパス要件Ⅳ

令和8年度
特別要件

1
申請時点でケアプランデー
タ連携システムを利用して
いる

0
申請時点でケアプランデー
タ連携システムを利用して
いる

上記のように注意書きがあり、一体的に総合事業の「訪問型サービス（独自）」、介護サービスの「訪問介護」が実施されている場合、同一事業所と見なすはずですが、下図のとおり、×がついてキャリアパス要件Ⅳを満たしていないことになってしまいます。

		420,000	円
		124,374	円

「」及び「別紙様式2-3」に記載した事業所と一致しなければならない。
会から送付される「介護職員等処遇改善加算総額のお知らせ」及び「介護職員等処遇改善加算内訳のお知らせ」

令和8年 4月・5月分	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	1	×
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの認定を属付した事業所数 (短期入所・予防・総合事業等の重複除く)	2	
	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	1	
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの認定を属付した事業所数 (短期入所・予防・総合事業等の重複除く)	2	

事業所名	サービス名	介護職員等処遇改善加算						令和8年 特別要件				
		令和8年4月・5月分			令和8年6月以降分							
		令和8年4月・5月 に算定した 加算区分	加算の総額 【円】	加算Ⅳ相当の 加算額の1/2	月額賃金改 善要件	キャリアパス 要件Ⅳ 改善後の賃金要件(年額 440万円以上)を満たす 職員数(人)	令和8年度 特別要件	令和8年6月 以降に算定した加 算区分	加算の総額 【円】	加算Ⅳ相当の 加算額の1/2	月額賃金改 善要件	キャリアパス 要件Ⅳ 改善後の賃金要件(年額 440万円以上)を満たす職 員数(人)
南同内事業所	訪問型サービス(独自)	処遇改善加算Ⅰ	10,000	2,959	○	1	申請後、ケアプランデー連 携システムに加入し、利用し ている	処遇改善加算Ⅰ口	80,000	17,770	○	1
南同内事業所	訪問介護	処遇改善加算Ⅰ	50,000	14,395	○	0	申請後、ケアプランデー連 携システムに加入し、利用し ている	処遇改善加算Ⅰ口	300,000	88,890	○	0

(本市の対応)

別紙様式3-1の「(7) その他」欄に、「○○事業所は、総合事業と介護サービスを一体的に実施しており、様式の不具合によりキャリアパス要件Ⅳが×になっているが、要件は満たしている」等と記載ください。